

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名		東坂川改修（その8）工事
施工場所		姫路市書写地内
施工期限		令和9年（2027年） 6月30日限り
工事概要		施工延長 93m カルバート工 施工延長 75m 舗装工 550㎡
開札予定日時		令和8年（2026年） 10月 9日 午前10時00分
前金払の有無		有
中間前金払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
部分払の有無		有（ただし、契約金額が1,000万円未満となる場合を除く。）
支払区分		支払限度額は、おおむね次のとおりとする。 令和8年度 46% 令和9年度 54%
予定価格		契約締結後に公表
最低制限価格の有無		有
低入札価格調査の有無		無
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	土木工事
	建設業許可区分	土木一式工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が4,500万円以上となる場合は、1級若しくは2級土木施工管理技士又は市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・A、Bブロックに本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が800点以上1040点未満（工事成績条件を満たした者にあつては、土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満）の者 ・曾左校区（小学校校区）に本店等のある市内業者で土木一式工事の総合評定値が690点以上800点未満の者
	平均実績要件	土木一式工事の実績額が3,000万円以上ある者
	追加提出書類	無
積算疑義申立制度の有無		有
金入り設計書閲覧期限		令和8年（2026年） 10月14日 正午まで
積算疑義申立期限		令和8年（2026年） 10月14日 正午まで
資格審査提出書類		・制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・最新の経営事項審査結果通知書の写し ・配置予定技術者設置届 ・関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・市税の納税証明書 ・国税の納税証明書 ・入札額の算定の根拠となった詳細な積算書
議会の議決		要しない。
その他		令和8年姫路市公告第109号「令和8年度制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和8年姫路市公告第466号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり

（*1） 市長がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハの規定により認定された者をいう。